

# シラバス

—履修の手引—

2008(平成20年度)  
1~3年次生用

神戸薬科大学

*KOBE PHARMACEUTICAL UNIVERSITY*

## 掲示板について

### 学生への通知や連絡事項はすべて掲示によって行う

- ◎公示、告示、修学上必要な事項（休講・補講・時間割変更・教室変更・連絡事項等）の伝達などはすべて所定の掲示板（4号館ピロティー）に掲示する。
- ◎学生が掲示を見なかったことによって生じる不利益はすべて学生自身の責任になるので、登下校の際には必ず掲示板を見る習慣づけすること。

## 気象警報・交通機関ストライキの場合の措置について

- ・JR西日本又は阪急電鉄のいずれかストの場合
- ・兵庫県南部又は阪神地区に暴風、大雨、大雪又は暴風雪警報が発令された場合

### <措置について>

- ①午前7時の時点で解除されている場合は、平常どおり授業、試験を実施する。
- ②午前7時から午前10時までに解除された場合は、4時限から授業を実施する。試験は午後からの試験を実施する。
- ③午前10時を過ぎても解除されない場合は、全日休講、試験は中止となる。

## 教務課窓口対応について

### <事務取扱受付時間>

平 日： 9：00～11：50

12：30～17：00

(時間外の受付は出来ません。)

### 土・日・祝祭日： 休 業

(その他、休業の場合は掲示で知らせる。)

# 目 次

学 年 曆 .....	1
学生諸君に .....	2
学 則 .....	3
履 修 規 程 .....	15
履修について .....	21
授業について .....	23
I. 授業科目の区分	
II. 授業	
III. 履修登録	
IV. 単位認定	
試験について .....	30
I. 試験の種別	
II. 追試験の受験と放棄手続	
III. 受験の心得及び注意事項	
成績について .....	33
I. 成績評価	
II. 成績発表	
留年学生について .....	36
I. 留年学生の履修	
II. 履修登録	
授業科目と単位年次配当表 (2008年度 単位修得状況管理チェック表) .....	39
シラバス (授業計画)	
基礎教育科目 .....	49
教養教育科目 .....	77
専門教育科目 .....	155

## 2008年度

日 月 火 水 木 金 土

4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30								

日 月 火 水 木 金 土

10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31						

日 月 火 水 木 金 土

5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30	31						

日 月 火 水 木 金 土

11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
30												

日 月 火 水 木 金 土

6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			

日 月 火 水 木 金 土

12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

日 月 火 水 木 金 土

7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

日 月 火 水 木 金 土

1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

日 月 火 水 木 金 土

8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
24	25	26	27	28	29	30						

日 月 火 水 木 金 土

2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			

日 月 火 水 木 金 土

9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		

日 月 火 水 木 金 土

3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			

## 2009年度

日 月 火 水 木 金 土

4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

日 月 火 水 木 金 土

10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25	26	27	28	29	30	31						

日 月 火 水 木 金 土

5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
24	25	26	27	28	29	30	31					

日 月 火 水 木 金 土

11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
25	26	27	28	29	30	31						

日 月 火 水 木 金 土

7	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	30	31				

日 月 火 水 木 金 土

12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12



<tbl\_r cells="13" ix="3" maxcspan="1"

# 平成20年度 学年曆

## 前 期

2008. 4. 3	入学式 新入生オリエンテーション
4	始業日 履修ガイダンス（1年次生）
7	開講日 7～9 履修登録
14～16	履修登録確認
27	第76回創立記念日
28	創立記念日振替休日
7. 15	終講日 22～31 定期試験
8. 1～2	定期試験予備日 3 夏季休暇入（～9. 21）
9. 1	定期試験結果発表 追再試験受験届
5～9	追再試験受験料納入日
8～12	追再試験
13～14	追再試験予備日

## 後 期 (予定)

9. 22	開講日
29	前期追再試験結果発表
10. 18	ききょう祭
12. 26	冬季休暇入（～1. 6）
2009. 1. 19	終講日 26～2. 6 定期試験
2. 9～10	定期試験予備日 26 定期試験結果発表 追再試験受験届
3. 4～6	追再試験受験料納入日 5～11 追再試験 12 追再試験予備日 17 第57回学部卒業式・第41回大学院修了式 19 追再試験結果発表 24 進級者判定会議（進級者名一覧公示）
31	学年終わり

# 学 生 諸 君 に

薬剤師養成のための臨床に係る実践的能力を培うことを主たる目的とする薬学教育は6年制となり、学生諸君には医療分野の急速な進歩に対応した幅広い学識と生命に関わる職業人になることを自覚した行動・態度が要求されている。本学のカリキュラムは、薬学専門教育科目における高度な知識・技能の修得はもちろんのこと、単にそれだけにとどまらず国際化に対応した英語力の修得を重視した教育や、教養科目ならびに少人数グループによる演習科目の充実、さらには研究室での卒業研究を通じて問題発見・解決型の薬剤師養成をめざす教科構成となっている。

1年次前期の早期体験学習と生物学、物理学、数学、基礎化学、情報リテラシーなどの基礎教育科目や英語などの教養教育科目から授業は始まる。数学、英語については習熟度別のクラス編成を行い、個々のレベルにあわせて学習ができ、学習意欲の向上につながるカリキュラムとした。6年制薬学教育では6か月の薬剤師業務に関する実務実習が必修となる。その実習は、学内での実務実習事前教育と病院実習並びに薬局実習から構成される。また5年次からは全員が研究室に配属し、実務実習以外の時間は研究室で卒業研究に取り組む。卒業研究は自らが目標を設定し、実験・研究を進めることで、問題解決能力や研究マインドを身につけて行く。これら一連の科目の開講も科目間の連携をとった配当時期としているため、着実に学習を進め実力を向上してもらいたい。

シラバスに記載されている一般目標 (GIO: General Instructional Objective) とは学習することにより得られる成果を総合的に示した大目標であり、到達目標 (SBOs: Specific Behavioral Objectives) は一般目標GIOを達成するために必要な具体的で観察可能な目標で、個別目標とされる。各科目の内容はGIO, SBOsを達成することを目的に構成されている。このシラバスのGIO, SBOsや学生へのアドバイスをよく把握して学習に励んでほしい。本書の前半には学則、履修規程、履修要項を収載している。各自の履修計画はこれらに基づいて立ててもらいたい。実務実習受講前には全国で共用試験が実施され、長期実務実習を受講するにふさわしい知識、技能、態度が備わっているかのチェックが行われる。薬剤師国家試験に合格し、薬剤師となるためには不斷の努力が必要である。諸君は入学時の決意を胸に、何事にも積極的に取り組んでほしい。また数多くの知己を得て人間性豊かな人格を形成することを切望する。

教務部長 岩川精吾

# 神戸薬科大学 学則



# 神戸薬科大学学則

## 第1章 総則

### (目的及び使命)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の薬学を教授研究し、人格を陶冶することを目的とする。また、これによって高い教養と健全な良識を兼ね備え、社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を育成することを使命とする。

### (学部・学科及び定員)

第2条 本大学に次の学部及び学科をおき、その定員は次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
薬学部・薬学科	270名	1,620名

### (修業年限)

第3条 本大学の修業年限は、6年とする。

### (学位授与)

第4条 本大学は、6年以上在学して所定の単位を修得した者に学士（薬学）の学位を授与する。

## 第2章 職員組織及び教授会

### (職員組織)

第5条 本大学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員をおく。

- 2 前項に掲げる職員のほかに、非常勤の教授及び講師をおくことができる。
- 3 職員の職制及び服務に関する規定は、別に定める。

### (教授会)

第6条 本大学に教授会をおく。

- 2 教授会は、学長、教授、准教授及び講師をもって構成する。（ただし非常勤者を除く）
- 3 教授会は、次の事項を審議する。
  - (1) 学長、教育職員及び事務職員（課長以上）の採用及び昇任選考に関する事項。ただし、選考に関する規程は、別に定める。
  - (2) 学則その他教育研究に関する重要な規則の制定及び改廃に関する事項
  - (3) 教育課程に関する事項

- (4) 学生の入退学、試験及び卒業に関すること
  - (5) 学生の補導厚生及びその身分に関すること
  - (6) 学生の賞罰に関すること
  - (7) 教育研究に関する予算概算の方針に関すること
  - (8) 重要な施設の設置及び廃止の企画に関すること
  - (9) その他大学に関する重要なこと
- 4 教授会に関する規程は、別に定める。

### 第3章 教育課程及び履修方法

#### (教育課程)

第7条 本大学の教育課程は、その授業科目を基礎教育科目、教養教育科目及び専門教育科目に分ける。

2 各授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

#### (教育内容等の改善)

第7条の2 本大学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

2 前項の研修及び研究に関することは、別に定める。

#### (授業科目の名称及び履修単位)

第8条 授業科目の名称及び履修単位は、別表第1の授業科目及び単位年次配当表のとおりとする。ただし、教授会の議を経て一部変更することがある。

#### (単位計算の基準)

第9条 1単位の授業科目は、原則として45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本大学が各授業科目について定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本大学が各授業科目について定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定める。

#### (授業期間)

第10条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修すべき単位)

第11条 学生が全課程を履修するには、次の単位を修得しなければならない。

基礎教育科目	必修	12 単位
教養教育科目	必修	12 単位
	選択	8 単位以上
専門教育科目	必修	148.5 単位
	選択	6 単位以上
	総計	186.5 単位以上

(履修単位の認定)

第12条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。ただし、第9条の授業科目のうち、演習、実習及び実技は、学修の成果を評価して認定する。

- 2 試験に関する規程は、別に定める。
- 3 他の大学又は短期大学を卒業若しくは退学し、本大学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、基礎教育科目及び教養教育科目の単位について、合計15単位を超えない範囲で認定することができる。ただし、単位認定と関連した修業年限の短縮は行わない。
- 4 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることがある。ただし、修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で本大学において修得した単位とみなすことができる。

(成績の評価)

第13条 成績は、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」をもって表示し、「秀」、「優」、「良」、「可」を合格、「不可」を不合格とする。

(卒業)

第14条 本大学に6年以上在学し、第11条に定める単位を修得した者でなければ卒業できない。

## 第4章 入学、編入学、転入学、休学、転学、退学及び復学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学者の資格)

第16条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、3月31日までに18歳に達する者

#### (入学志願の手続)

第17条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに願い出なければならない。

2 入学志願の期日及び入学検定料は、別に定める。

#### (入学選考)

第18条 入学志願者に対しては、学力及び健康等について選考の上、入学を許可する。

2 選考の方法及び期日は、別に定める。

#### (編入学)

第19条 次の各号の一に該当する者が、本大学に編入学を願い出たときは、収容定員の枠内で選考の上相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者（卒業見込みの者を含む）
  - (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 大学に2年以上在学し、出願時に62単位以上を修得している者
- 2 前項により入学を許可された者については、既に履修した授業科目及び単位数並びに在学年数の一部又は全部を、本大学における授業科目及び単位数並びに在学年数として認定する場合がある。
- 3 編入学の時期は、学年の始めとする。
- 4 編入学に関する規程は、別に定める。

#### (転入学)

第20条 他大学から本大学へ転入学を願い出る者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転入学生が他大学において履修した授業科目及び単位並びに在学年数の一部又は全部を、本大学における授業科目及び単位並びに在学年数として認定

する場合がある。

(入学手続)

第21条 入学、編入学及び転入学を許可された者は、指定の期日までに所定の納付金及び次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 入学資格を証明する書類
- (3) 保証人届

2 正当な理由なくしてこの手続を履行しないときは、入学の許可を取消す。

(保証人)

第22条 前条の保証人は、本人の父母等であり、本人在学中一切の責任を負う者でなければならない。

(休学)

第23条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

- 2 休学の始期は、前期又は後期の開始日とし、途中からの休学は認めない。また、第1年次については前期の休学は認めない。ただし、突発的な疾病・事故などにより長期加療を必要とする場合（医師の診断書のあるもの）は、願い出により上記以外の休学を認めることがある。
- 3 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は引き続き休学することができるが、通算して3年を超えることはできない。
- 4 特別の事由があると認めた者には休学を命ずることがある。

(転学)

第24条 他大学へ転学しようとする者は、保証人連署の上、あらかじめ願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第25条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者は退学の措置をとる。
  - (1) 授業料及びその他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納めない者
  - (2) 定められた在学期間を超えた者
  - (3) 死亡その他の事由で成業の見込がないと認めた者
- 3 退学は、教授会で審議の上、決定する。

#### (復学)

- 第26条 休学又は退学した者が、復学しようとするときは保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。
- 2 休学者の復学は、各期の始めとする。ただし、特別な事由があるときは、教授会で審議の上、上記以外の復学を認めることがある。
  - 3 退学者の復学は、退学日当日を含む学年度を第1回目として、4回目の年度の3月末日までに許可された者に限る。また、復学の時期は学年の始めとする。
  - 4 第25条第2項第1号の規定による退学者が復学しようとするときは、未納の授業料及びその他の納付金を納付し、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。
  - 5 第25条第2項第1号の規定による退学者の復学は、第25条第3項に定めた退学の効力が生じたときから2年以内の者に限る。また復学の時期は、各期の始めとする。  
ただし、退学手続を行った日から7日以内に所定の復学手続を完了した者については、退学日と同日付の復学を認めることがある。
  - 6 第25条第2項第2号ならびに第40条の規定による退学者の復学は、認めない。
  - 7 復学時の学年は、教授会で審議の上、決定する。

#### (在学期間)

- 第27条 学生の在学期間は、第2年次の必要課程を修了する時までに3年を、第4年次の必要課程を修了する時までに6年を、第6年次の必要課程を修了するまでに10年を、それ超えることができない。
- 2 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

### 第5章 学年、学期及び休講日

#### (学年)

- 第28条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### (学期)

- 第29条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前期及び後期の授業日数を調整するため、教授会の議を経て前期の終期及び後期の始期を変更することがある。

#### (休講日)

第30条 授業を行わない日（以下この条において、これを「休講日」という）は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 創立記念日（4月27日）
- (4) 春季休講日、夏季休講日及び冬季休講日については、教授会の議を経て定める。

2 必要があると認めたときは、教授会の議を経て、前項の休講日を変更し又は臨時に休講日を定め若しくは休講日に授業を課すことがある。

## 第6章 入学検定料、入学金及び学費

### (納付金)

第31条 納付金は、入学検定料、入学金及び学費（授業料等）とし、その額は別表第2のとおりとする。

- 2 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続き時に納付しなければならない。
- 3 授業料は、下記の期間内にそれぞれ納付しなければならない。ただし、延納が認められたときは、その期日までに納付しなければならない。
  - 前期 4月1日から4月30日まで
  - 後期 10月1日から10月31日まで
- 4 入学を許可された者は、前期分を入学手続き時に納付しなければならない。

### (延納)

第32条 前条に定める期間内に授業料及びその他の納付金を納付できない者は、この期間内に保証人連署の上、延納願を提出し許可を受けなければならぬ。

2 延納の最終期日は、前期は5月31日、後期は11月30日とする。

### (休学者の授業料)

第33条 休学者の休学期間中の授業料は、その2分の1の額を月割りで免除する。

2 計算の結果生じた100円未満の端数は四捨五入する。

### (納付金の還付)

第34条 一旦納付した納付金は、次の各号に定める場合を除き還付しない。

- (1) 推薦入学試験（公募制・併願可）、一般入学試験及び大学入試センター試験利用入学試験において、入学手続き時に授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は、納付した授業料を還付する。
- (2) 前条（休学者の授業料）に該当した場合。

## 第7章 科目等履修生及び研究生

### (科目等履修生)

第35条 本大学の授業科目中、特定の科目について履修を願い出る者があるときは、教授会で審議の上、科目等履修生として学修を許可することがある。

2 科目等履修生の履修料は、授業科目1単位につき20,000円とする。

3 科目等履修生に対する単位の認定については、第12条の規定を準用する。

### (学則の準用)

第36条 科目等履修生は、一般学生とともに授業を受けるものとする。

2 科目等履修生には、学則第2条～第4条、第11条、第14条～第26条、第30条～第33条を除いて準用する。

### (研究生)

第37条 本大学に研究を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

## 第8章 公開講座

### (公開講座)

第38条 本大学は、生涯学習の一環として公開講座を開講することができる。

## 第9章 賞罰

### (表彰)

第39条 次の各号の一に該当する団体又は学生を表彰することがある。

- (1) 人物及び学業の優秀な者
- (2) 課外活動又はその他の活動において優秀な成績や業績を修めた者
- (3) 地域社会又は国際交流の発展などにおいて社会的貢献を行った者

### (懲戒)

第40条 本大学の学則、諸規程及び命令を守らず学生の本分に反する行為のあった者は、その輕重に従い、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 1 訓戒 2 謹慎 3 停学 4 退学
- 2 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。
  - (1) 性行不良であって成業の見込がないと認めた者
  - (2) 学業を怠り成業の見込がないと認めた者
  - (3) 正当な理由がなくて出席の常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

## 第10章 学生心得

(学生心得)

第41条 本大学の学生は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学生は、人格の本義を認め信念を涵養し、知徳を練磨し人格の完成を期すること。
- (2) 学生は、敬けんな態度をもって身を処し、人類の福祉に貢献すること。
- (3) 学生は、自由、自治の本領に立って協力一致して本学学風の振興に努めること。
- (4) 学生は、諸規則及び命令を守り秩序と静謐とを保つこと。

2 学生心得に関する細則は、別に定める。

## 第11章 附属施設

(図書館、薬用植物園及び学生寮)

第42条 本大学に図書館、薬用植物園及び学生寮を附設する。

2 図書館、薬用植物園及び学生寮に関する規程は、別に定める。

附則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

(別表第1、第2は省略)



# 神戸薬科大学 履修規程



# 神戸薬科大学 履修規程

## (課程の履修)

第1条 学生は、学則に定めるもののほか、この規程によって課程を履修しなければならない。

## (授業科目の受講)

第2条 学生は、授業科目が配当されている学年次に進級しなければ、その授業科目を受講することはできない。

2 病院実習、薬局実習は、共用試験に合格した者でなければ受講できない。

## (履修の登録)

第3条 学生は、履修しようとする選択科目について所定の期日までに履修登録を教務課に提出しなければならない。ただし、必修科目及び選択必修科目については、履修登録の必要はない。

2 履修登録期間に正当な理由なく登録をしない者は、当該年次の選択科目を履修することができない。

## (単位の修得)

第4条 各授業科目の単位は、所定の試験に合格して修得するものとする。授業科目及び単位は、「授業科目及び単位年次配当表」による。

## (試験の種類)

第5条 試験の種類は、定期試験、追試験、再試験並びに臨時試験とする。

## (成績の表示)

第6条 成績は、学則第13条の定めにより秀、優、良、可、不可をもって表示する。成績は、試験及び学習成果を総合的に評価して認定する。秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）を合格、不可（59～0点）を不合格とする。

2 2期にわたって配当されている授業科目の成績については、最終期に判定する。

## (定期試験)

第7条 定期試験とは、各期の授業終了後に行う試験をいう。

2 定期試験を受験する者は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

## (追試験)

第8条 追試験とは、定期試験を次の各号の一に該当する理由により欠席した

者に対して行う試験をいう。

- (1) 傷病（医師の診断書のあるもの）
  - (2) 2親等までの親族又は親権者の死亡
    - ①父母の場合 7日以内
    - ②祖父母・兄弟姉妹の場合 3日以内
    - ③親権者の場合 7日以内
  - (3) その他やむを得ない理由
- 2 定期試験を前項の理由で受験できなかった者のうち追試験を希望する者は、追試験願を提出しなければならない。この場合、教授会において内容を審議の上、受験を許可する。
- 3 追試験願の提出期限は、当該試験期間の最終日から5日以内とする。
- 4 追試験を受ける者は、所定の期日までに追試験受験届を教務課に提出しなければならない。
- 5 追試験は、原則として前期授業科目については前期に、後期授業科目については後期に行う。ただし、第4～6年次の追試験の時期は、その都度決める。
- 6 追試験の成績は、優、良、可、不可をもって表示する。

#### (再試験)

第9条 再試験とは、定期試験において不合格となった者及び定期試験を欠席した者のうち、第8条第1項に該当しない者に対して行う試験をいう。再試験を受ける者は、所定の期日までに再試験受験届を教務課に提出しなければならない。

- 2 再試験は、原則として前期授業科目については前期に、後期授業科目又は最終期が後期に配当された授業科目については後期に行う。ただし、第4～6年次の再試験の時期は、その都度決める。
- 3 再試験に合格した者の成績は、すべて可をもって表示する。

#### (臨時試験)

第10条 臨時試験とは、必要があると認められた時に行う試験をいう。

#### (進級基準)

第11条 進級が認められる者は、本条各項に示す条件を満たした者でなければならない。

- 2 第1年次で次に示す条件を満たした者でなければ、第2年次の課程を履修することはできない。
- (1) 1年次において、必修科目的実習、演習の単位をすべて修得した者
  - (2) 1年次において、必修講義科目の未修得単位数が3単位以下の者
- 3 第2年次で次に示す条件を満たした者でなければ、第3年次の課程を履修することはできない。

- (1) 2年次において、必修科目的実習、演習の単位をすべて修得した者
  - (2) 2年次終了時までに、教養教育科目の選択科目合計8単位以上を修得した者
  - (3) 2年次において、必修講義科目的未修得単位数が3単位以下の者
  - (4) 1年次の単位未修得の必修講義科目を再履修し、すべて修得した者
- 4 第3年次で次に示す条件を満たした者でなければ、第4年次の課程を履修することはできない。
- (1) 3年次において、必修科目的実習、演習の単位をすべて修得した者
  - (2) 3年次において、必修講義科目的未修得単位数が2単位以下の者
  - (3) 2年次の単位未修得の必修講義科目を再履修し、すべて修得した者
- 5 第4年次で次に示す条件を満たした者でなければ、第5年次の課程を履修することはできない。
- (1) 4年次において、必修科目的単位をすべて修得した者
  - (2) 3年次の単位未修得の必修講義科目を再履修し、すべて修得した者
- 6 第5年次で次に示す条件を満たした者でなければ、第6年次の課程を履修することはできない。
- (1) 5年次において、必修科目的単位をすべて修得した者

#### (留年学生)

- 第12条 第11条に抵触する学生を留年学生と称する。
- 2 留年学生の既修得単位は、原則として認める。
  - 3 留年学生の未修得単位に係る授業科目については、原則として再履修し、当該授業科目の定期試験を受験しなければならない。その成績は、第6条を適用する。
  - 4 留年学生については、審議の上、第2条第1項の規定にかかわらず翌年次科目の履修を認めることがある。

#### (試験日程)

- 第13条 各試験の日程は、教授会決定にしたがい、事前に教務課から発表する。ただし、臨時試験はこの限りではない。

#### (追再試験受験料)

- 第14条 追試験あるいは再試験を受ける者は、所定の期日までに受験料を経理課に納入しなければならない。受験料が未納の者は、これを受験することができない。
- 2 追試験及び再試験の受験料は、1科目につき1,000円とする。

#### (不正行為)

- 第15条 受験に際し不正行為があった場合は、当該科目及び当該試験の実施期間中に受験した既受験科目の成績はすべて不可とし、それ以降の当該学期の

すべての試験を受験停止とする。不正行為を行った者に対しては、学則に従い懲戒を行う。

(受験心得)

第16条 各試験を受験するときは、必ず机上に学生証又は仮学生証を提示しなければならない。

2 各試験の成績問合せ期間は、成績発表日から10日以内とする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

# 履修について



# 履修要項

授業科目の履修に関して、学則及び履修規程に明示されていない細目はこの履修要項に定めるところによります。

また、履修計画を立てるにあたっては、シラバス（授業計画）を参考にして、学則第11条に示された単位数を第8条に定められた授業科目から選択してください。

履修について理解できない事項がありましたら、クラス担任や教務課窓口で相談してください。

## 授業について

### I. 授業科目的区分

1. 開設する科目は、次のとおり3つに大きく区分されています。

「基礎教育科目」、「教養教育科目」、「専門教育科目」

2. 授業科目は、次のように分類されています。

必修科目：必ず履修しなければならない科目

選択科目：各自で選択して履修できる科目

### II. 授業

#### 1. 授業を受ける心構え

大学での修学は、学生個人がそれぞれ勉学の目標を定め、単に授業に出席するだけではなく、予習、復習等各自が自主的な勉学を行うことが大切です。授業については、自覚を持って受講してください。

#### 2. 授業時間（1時限70分）

平常の授業は、授業時間割表に従って実施します。

1時限	9:00～10:10	4時限	13:50～15:00
2時限	10:25～11:35	5時限	15:15～16:25
3時限	11:50～13:00	6時限	16:40～17:50

#### 3. 休講・補講・時間割変更・教室変更

すべての事項について掲示で知らせます。

##### (1) 休講

・急な休講以外は、1週間前に掲示をします。

・休講の掲示がなく担当者が来ない場合は、教室内のインターホンで教務課まで申し出てください。

##### (2) 補講

・休講となった場合に行う講義や補充講義が必要な場合に行います。

・実施日時、教室などに注意してください。

### (3) 時間割変更・教室変更

- ・変更がある場合は、掲示します。
- ・各学期の全期間にわたって変更する場合の掲示期間は、原則2週間です。各自の授業時間割表を訂正してください。

## 4. 出欠席

- (1) 授業に欠席、遅刻しないようにしてください。
- (2) ガイダンス等の学校行事に欠席しないようにしてください。
- (3) 欠席が多い場合は単位認定ができません。  
特に、語学・演習・実習・実技等の科目においては、出席することが単位認定の必須条件となっています。シラバス（授業計画）に記載している成績評価方法を熟知しておいてください。
- (4) 欠席の届け出については次のとおり対応してください。
  - ① 1週間未満の欠席
    - ・授業担当者へなるべく事前に届けてください。
    - ・急用（急病）などやむを得ない突発的な欠席は、電話連絡をし、事後速やかに授業担当者へ届け出てください。  
(授業担当者から指示がある場合は、指示に従うこと。)
    - ・その他、提出物があるときは、その関係部署まで必ず連絡してください。
  - ② 1週間以上の長期欠席
    - ・クラス担任に申し出て、教務課で所定の欠席届用紙を受領してください。
    - ・欠席届は、必要事項を記入の上（医師の診断書など添付）本人と保護者が署名捺印して、クラス担任へ提出してください。
  - ③その他
    - ・大学側で協議した結果、やむを得ないと認められた長期欠席については、クラス担任の指示に従い届け出てください。

## III. 履修登録

### 1. 履修上の注意

- (1) 各自分で履修計画を立てることが肝心です。
  - ・授業科目の履修は、学則第11条に示された単位数を第8条に定められた単位年次配当表に従い、履修しなければなりません。
  - ・特に選択科目については、進級要件や卒業要件を充足するよう授業科目の内容をシラバス（授業計画）で確認し、各自でよく考え履修計画を立ててください。
- (2) 一度履修登録した科目は変更できません。
- (3) 登録した科目は、途中で放棄することなく必ず履修し、定期試験を受けなければなりません。

- (4) クラス指定された授業科目は、必ず指定された時間に履修しなければなりません。
- (5) 特定の授業科目（教養教育選択科目）については、履修人数を制限する場合があります。履修方法・履修登録の手続きに十分注意してください。
- (6) 同一时限に2科目を重複して履修することはできません。
- (7) 各学年次に配当された授業科目は、配当学年次で履修しなければなりません。
- (8) 複数学年次配当科目は、配当学年次内で履修しなければなりません。
- (9) 各年次とも上位学年次の配当科目は履修することができません。
- (10) 履修方法によって、履修指定をする授業科目は次のとおりです。  
履修指定された科目又はクラスで履修してください。

①習熟度別（A・B・C）クラスでの履修

基礎教育科目：数学Ⅰ・数学Ⅱ・英語Ⅰ・英語Ⅲ

- ・年度当初に小テストを実施します。その結果により履修クラスを決定し、掲示で指示します。
- ・前期試験の結果により、後期から履修クラスの変更もあります。  
変更がある場合は、担当者から掲示で指示します。

②履修歴別（A・B）クラスでの履修

基礎教育科目：生物学Ⅰ・生物学Ⅱ・物理学Ⅰ・物理学Ⅱ

- ・高等学校における、履修の有無により履修クラスを決定し、掲示で指示します。

Aクラス：履修した。

Bクラス：履修しなかった。

- ・試験結果により、履修クラスの変更もあります。  
変更がある場合は、担当者から掲示にて指示します。

③配当期別での履修（少人数制クラス指定）

基礎教育科目：教養リテラシーA（前期：1～4クラス）

教養リテラシーB（後期：5～8クラス）

- ・前期は1～4クラス、後期は5～8クラスで実施します。  
さらに、1～4クラス、5～8クラスをそれぞれ6グループに再編成します。
- ・グループ編成方法は次のとおりで、年度当初にグループ編成結果を掲示します。

前期	A a : 1 クラス 1～○番、2 クラス○～○番 A b : 1 クラス○～○番、2 クラス○～○番 A c : 1 クラス○～○番、2 クラス 1～○番 A d : 3 クラス 1～○番、4 クラス○～○番 A e : 3 クラス○～○番、4 クラス○～○番 A f : 3 クラス○～○番、4 クラス 1～○番
後期	B g : 5 クラス 1～○番、6 クラス○～○番 B h : 5 クラス○～○番、6 クラス○～○番 B i : 5 クラス○～○番、6 クラス 1～○番 B j : 7 クラス 1～○番、8 クラス○～○番 B k : 7 クラス○～○番、8 クラス○～○番 B l : 7 クラス○～○番、8 クラス 1～○番

#### ④教養教育科目（選択科目）の履修について

- ・ 1、2年次同時並列開講科目の履修は定員制のため、履修希望調査を行います。
- ・ 1年次では、教養教育科目の選択科目は6単位までしか履修できません。履修計画には十分注意してください。（1年次「スポーツI・II」科目と1、2年次同時並列開講科目を合わせて上限6単位までしか履修することが出来ません。）
- ・ 2年次終了時には、教養教育科目の選択科目合計8単位以上を修得しなければ3年次へは進級することができません。
- ・ 1年次から上限6単位を履修し、2年次でも余裕をもって履修してください。
- ・ 履修科目の決定は、掲示で指示します。なお、履修登録は必要ありません。

#### ⑤初期体験臨床実習（専門教育科目・選択科目）について

- ・ 1年次「初期体験臨床実習」は選考のうえ受講者を決定します。
- ・ 詳細については履修ガイダンスならびに掲示で指示します。

#### (11) 進級後の再履修科目について

単位未修得の必修講義科目は、再履修しなければなりません。  
履修登録が必要ですので、手続きを怠らないようにしてください。

## 2. 履修登録の手続き方法

前期・後期に履修する授業科目を、各自で登録しなければなりません。授業科目の登録は、次の要領に従って年度当初に指定された期間内に行ってください。

この登録を怠ると、その年度の授業及び試験を受けることができませんので、十分注意してください。（P.28【通告】を参照）

### (1) 必修科目について

全員が必ず履修しなければならない科目であるため、自動的に登録されます。履修登録の手続きは不要です。

#### 【進級後の再履修科目について】

必修科目であっても単位を修得するためには、必ず履修登録の手続きが必要です。

## (2) 選択科目について

履修計画により適宜選択して履修ができる科目であるため、単位を修得するためには、必ず履修登録の手続きが必要です。

ただし、1、2年次同時並列開講科目の教養教育選択科目は、履修登録の必要はありません。

### (3) 履修登録科目の確認について

履修登録科目の確認期間を設け、各自の登録内容を掲示します。登録内容に誤りがある場合は、この期間に申し出てください。確認期間後の訂正はできません。

#### (4) 履修登録科目の受験について

履修登録された科目は定期試験を受けることができます。ただし、定期試験の結果において不可となった科目については、指定された期間内に再試験の受験または放棄の手続きを行ってください。手続きを怠った場合や期間後の訂正はできません。

## 「履修登録指定用紙（受講届）」の様式例及び注意事項について

- ①届用紙はコンピュータ専用のOCR用紙（光学文字読み取り装置専用用紙）ですので取り扱いには注意してください。（汚れ、折り曲げ厳禁）
  - ②標準書体で記入し、記入漏れがないよう、必ず確認してから提出してください。
  - ③一旦、提出した科目的変更・取り消しは認められないので注意してください。
  - ④科目コード、科目名の記入については、「シラバス」で該当科目を見て記入してください（記入方法は、様式例を参照してください）。

## 〈受講届の様式例〉

「履修登録（受講届）」及び「受験届」未提出者に対する対応について

【 通 告 】

- 【1】「履修登録（受講届）」「受験届」の提出日は、行事予定表の中であらかじめ通知している。また、手続方法等については掲示で知らせている。掲示内容は変更されることがあるので、毎日登校時と下校時の2回必ず確認すること。
- 【2】提出期限（日時）を厳守すること。期限を過ぎても提出がない場合は手続きを放棄したものと判断し、以後は一切受理しない。  
なお、この場合の呼び出し又は個人的連絡は一切行わない。
- 【3】やむを得ない理由があつて期日までに提出できない場合は、事前に必ず教務部教務課へ届けること（電話も可）。
- 【4】一旦受理された「履修登録（受講届）」「受験届」の変更又は取り消しは認めない。

以上、履修登録に限らず、期日指定の提出物についても十分に注意すること。

## IV. 単位認定

他の大学又は短期大学を卒業あるいは退学し、本学に入学した学生の既修得単位の取扱いについては下記のとおりです（学則第12条第3項）。

### （1）単位認定対象科目

対象となるのは基礎教育科目及び教養教育科目で、合計15単位を越えない範囲で認定されることがあります。

### （2）修業年限について

単位認定と関連して修業年限の短縮は行いません。

### （3）申請時期

入学時の1年次前期始めとする。

### （4）申請方法

以下のものを持って教務課窓口まで申し出てください。

①単位認定願（下記の様式例を参考に、各自で作成してください）

②成績証明書

③単位認定を申請する科目のシラバス（履修の手引）

\* 詳細については、個別に対応します。

### 〔様式例〕

平成 年 月 日	
神戸薬科大学学長殿	
1年1クラス10番 神 葵 花 子 (学籍番号 080001)	
<b>単位認定願</b>	
大学に於いて修得いたしました下記の単位につきまして、 単位認定していただきたくよろしくお願ひいたします。	
<b>記</b>	
既修得科目(単位数)	単位認定を申請する本学の科目(単位数)
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
( )	⇒ ( )
合計単位数 単位	
以上	

## 試験について

### I. 試験の種別

履修規程（第5条）のとおり試験は定期試験、追試験、再試験並びに臨時試験があります。試験については履修規程（第7～10条）を熟読し、周到な準備と厳正な態度で臨むことが肝要です。

#### （1）定期試験（履修規程第7条）

前期（7月）と後期（1月）に、年2回実施します。なお、実施期間については、各学期行事予定表で通知します。定期試験の日程表は、教務課にて全員に配布します。配布期間については掲示で発表します。ただし、発表後に日程変更があれば、掲示で知らせます。

\*授業中等に行う試験、又は試験の代わりにレポート提出を求められる場合もありますので、日頃から授業中での指示及び掲示に十分注意してください。

#### （2）追試験（履修規程第8条）

追試験とは傷病（医師の診断書のあるもの）、2親等までの親族又は親権者の死亡（父母の場合7日以内、祖父母・兄弟姉妹の場合3日以内、親権者の場合7日以内）、その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者に対して行う試験です。実施期間については、各学期行事予定表で通知します（追試験と再試験は同時に実施する）。日程表の配布については定期試験と同様です。

#### 《追試験願の申請について》

- \*教務課で追試験願を受領する。
- \*所定の欄へ記入後、欠席の理由を添えてクラス担任に提出する。
- \*クラス担任に押印してもらった後、当該試験期間の最終日から5日以内に教務課へ提出する。
- \*教授会において審議の上、受験許可された者は、追再試験受験届出日に公示されるので、確認すること。

#### （3）再試験（履修規程第9条）

定期試験において不合格となった者及び定期試験を欠席した者のうち追試験（履修規程第8条）に該当しない者に対して行う試験です。実施期間については、各学期行事予定表で通知します。

日程表の配布については定期試験と同様です。

#### (4) 臨時試験（履修規程第10条）

必要がある時は臨時試験を実施します。その時は担当者及び教務課から伝達及び掲示で知らせます。

### Ⅱ. 追再試験の受験と放棄手続

#### (1) 追試験の受験手続

- ・受験を許可された者は、定期試験結果発表日にクラス担任から、受験届カードを受領し、指定期日に教務課へ提出してください。
- ・受験届提出後、経理課へ受験料（1科目1,000円）を納入してください（期日指定）。
- ・手続の日程については、各学期行事予定表で通知します。

#### (2) 再試験の受験と放棄手続

- ・定期試験結果発表日にクラス担任から該当者のみ受験届カードを受領し、指定期日に教務課へ提出してください。
- ・受験を放棄する場合は、受験届カードで放棄の手続きをしてください。
- ・一旦提出した受験又は放棄の届け出の変更や取り消しは認められません。
- ・手続の日程については、各学期行事予定表で通知しています。
- ・受験届提出後、経理課へ受験料（1科目1,000円）を納入してください（期日指定）。

\*受験届の提出についてはP.28【通告】のとおりですので、各自が責任をもって手続を怠らないようにしてください。

### Ⅲ. 受験の心得及び注意事項

#### 1. 試験の受験資格

- (1) 受験できる科目は、「履修規程」による、定められた手続きを行った科目のみ受験ができます。
- (2) 「学生証」を提示しない者は受験できません。「学生証」を忘れた場合は、学生課において発行した仮学生証を携帯して受験してください（履修規程第16条第1項）。
- (3) 定期試験は、授業料が未納の者は受験できません（履修規程第7条第2項）。
- (4) 追試験、再試験は、受験料が未納の者は受験できません（履修規程第14条第1項）。

## 2. 受験の心得

- (1) 試験時間は原則として60分とする。
- (2) 学生証は必ず携帯しておくこと。
- (3) 試験開始10分経過後は受験できない。
- (4) 医務室での受験は認めていない。健康管理、交通事故等には十分気をつけて試験準備に備えること。

## 3. 受験に関する注意事項

- (1) 指定された試験場で受験すること。
- (2) 座席は「座席表」にて指定している。監督者の指示に従い着席すること。
- (3) 「学生証」は、机上に提示すること。  
試験開始後の「学生証」不携帯は、受験が無効となる場合があるので試験終了後、直ちに教務課まで出頭すること。
- (4) 体調不良等で途中退席が予想される場合は、できるだけ事前に教務課に申し出ておくこと。後は監督者の指示に従うこと（医務室受験は不可）。
- (5) 体調不良等により、ハンカチ又はティッシュ等を使用する場合は事前に教務課へ申し出ておくこと。後は監督者の指示に従い使用許可を受けること。
- (6) 試験の欠席は、必ず教務課へ連絡すること。
- (7) 試験開始10分経過後は受験できない。
- (8) 試験開始後25分経過しなければ退場できない。ただし、科目担当者の指示により退室を認めないこともある（一旦退場した者は再入場できない）。
- (9) 筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、定規類）以外のものは、各自の足元に置くこと。また、試験開始後は筆記用具の貸借はしてはならない。
- (10) 事前に「持ち込み許可」の掲示が出された科目のみ、許可された物を机上に置くことができる。また、試験開始後は持ち込みを許可されたものの貸借はしてはならない。
- (11) 英和訳、記憶装置等の特別な機能付きの計算機や時計等は持ち込むことができない。
- (12) 携帯電話の電源は、切っておくこと。

## 4. 試験問題等に関する注意事項

- (1) 配付される試験用紙は、1種1枚ずつしか取ってはいけない。
- (2) 答案にはすぐ、「学籍番号」「学年」「クラス」「出席番号」「氏名」を必ず記入すること。未記入の場合及び記入間違いがあった場合は、科目によっては減点や無効となることがある。十分注意

し、必ず再確認をすること。

- (3) 試験問題及び解答用紙等が別刷りの場合など、問題形式が多様なため、試験開始前の監督者の注意事項を必ず確認すること。
- (4) 答案の提出は監督者の指示に従い、所定の場所に提出すること。
- (5) 答案を試験場外に持ち出してはいけない。一度持ち出したものは受験が無効となる。
- (6) マークカード方式で試験が行われる科目があるため、全科目、H B の鉛筆とプラスチック消しゴムを持参すること。
- (7) マークカード方式の試験で、学籍番号のマーク記入間違い及び未記入は、氏名の未記入として取り扱う。科目によっては減点や無効となることがある。十分注意し、必ず再確認をすること。

## 5. 不正行為

### (1) 不正行為とは

- ・持ち込みを許可されていないものを持ち込んで使用すること。
- ・持ち込み許可の物や筆記用具を貸借すること。
- ・カンニングペーパーなどを用意すること。
- ・他人の答案をのぞき見て写しどったり、写させたりすること。
- ・試験内容について私語をすること。
- ・配付されたもの以外の机上や手などへの書き込みや、疑われるような行動をすること。
- ・以上に類する行為をすること。

### (2) 不正行為に対する処置（履修規程第15条）

- ・監督者が不正行為と判断したときは、直ちにその学生に試験の停止を命じる。
- ・すぐ教務部長とクラス担任に報告する。
- ・教務委員会は教授会に報告する。
- ・不正行為をした、当該科目及び当該試験の実施期間中に受験した既受験科目の成績はすべて不可とし、それ以降の当該学期のすべての試験を受験停止とする。
- ・不正行為を行った者に対しては、学則に従い懲戒を行う。

## 成績について

### I. 成績評価

定められた授業の講義、演習、実習、実技等に出席し、試験及びレポート等の提出により学習成果を総合的に評価し単位の認定をします。

#### 1. 成績の表示（学則第13条）

成績は秀、優、良、可、不可をもって表示する。「秀」、「優」、「良」、「可」を合格、「不可」を不合格とします。

また、本学の成績はGPA (Grade Point Average) 制度を導入し、成績評価を行っています。

所定の試験を受験しなかったり、授業に出席しなかったときなどは、評価の対象にならず無評価（認定せず）になる場合があります。

## 2. GPA (Grade Point Average) 制度

GPA制度とは、各授業科目の成績を5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、各成績評価段階に4.0～0.0の評点（グレード・ポイント）を付与して、1単位あたりの評点平均値（グレード・ポイント・アベレージ）を算出する制度です。

GPA制度は単位数という学修の「量」だけでなく、成績評価に基づく「質」を問うものです。GPAにより、学期毎の学修の成果がより明確となり、自らの履修管理に責任を持ち、履修する科目を自主的に、意欲的に学修することを目的としています。

さらに、各自の努力目標が具体的になることなどをねらいとしています。

GPA制度は、もともとアメリカの大学で採用されたシステムです。5段階評価やGPA制度は、外国の多くの大学が採用しており、国際化に対応した成績評価方法です。

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）は学生の成績表並びに保護者宛の成績通知書に記載します。

GPAの算出方法は次のとおりです。

区分	評価	成績評価基準	GPA	
			GP	
合格	秀	100～90点	4.0	総履修登録単位数を、分母として計算します。
	優	89～80点	3.0	
	良	79～70点	2.0	
	可	69～60点	1.0	
不合格	不可	59～0点	0.0	GPA計算対象外
評価不能	欠席等	試験未受験等により評価できないもの		
受験放棄	放棄	追再試験の受験届において放棄の手続きをしたもの		
単位認定	認定	転編入学や留年などにより他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したもの		

(注1) 追試験の評価は優(100～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59～0点)をもって表示する。

(注2) 再試験の評価は可(100～60点)、不可(59～0点)をもって表示する。

## 【G P A算出方法】

G P A =

$$\frac{4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数} \text{ (不可・欠席等の単位数を含む。)}}$$

- (注1) 「放棄」、「認定」の科目は、計算式に含みません。また、共用試験など卒業所要単位に算入しない科目は、G P Aの算出の対象としません。
- (注2) 「総履修登録単位数」には、不合格科目を再履修した場合、再履修前の評価については通算のG P Aには算入しません。ただし、学期ごとに算出するG P Aには算入します。
- (注3) G P Aは、追再試験終了後の最終評価を用いて算出します。
- (注4) G P Aは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までの数値で算出します。

## Ⅱ. 成績発表（「学生の手引」学生心得細則第10条参照）

### 1. 発表方法について

- ・試験ごとに発表します。発表日については行事予定表及び掲示で知らせます。
- ・クラス担任から学生個人へ「成績表」等を配付しますので、各自、クラス担任の部屋まで受け取りに行ってください。
- ・担任より配付時間と場所が指定されることがある場合は、掲示で知らせます。
- ・結果発表日にやむを得ない理由により欠席する場合は、必ずクラス担任に連絡をしてください。
- ・各期の追再試験成績発表後、保護者宛に「成績通知書」を送付します。

### 2. 成績結果の問い合わせについて

成績発表日から、10日以内なら授業科目担当者に成績を問い合わせることが可能です。担当者が非常勤講師の場合は、教務課へ申し出てください（問い合わせはできるだけ早くすること）。

## 留年学生について

履修規程第11条に規定する学年ごとの進級要件を充足しなかった場合は留年となります。

### I. 留年学生の履修

留年学生の履修は、履修規程第12条の規定を適用します。

#### (1) 留年した学年次における未修得科目の履修について

- ①未修得科目が必修科目の場合は、必ずその科目を再履修しなければなりません。すなわち、その科目の授業に再び出席し、定期試験から受験しなければなりません。
- ②未修得科目が選択科目の場合は、必ずしもその科目を再履修する必要はありません。ただし、進級要件又は卒業要件単位数不足の場合は、再履修するか、新たな選択科目を履修しなければなりません。

#### (2) 留年した学年次における翌年次科目の履修について

##### <履修許可条件及び単位認定について>

- ①下記5項目に基づき、審議の上、履修を認めることができます。
  - ・履修にあたっては、上記(1)で再履修又は新規履修科目が決定した後、時間割上で重複しない科目に限る。
  - ・当該クラスで受講できる科目であること。
  - ・履修を希望する科目担当者の許可が得られた科目であること。
  - ・許可科目数は年間5科目を上限とする。
  - ・実習（実務実習事前教育を含む）、演習、卒業研究、総合薬学講座は除く。
- ②単位は、単位修得時に認定します。ただし、翌年次への進級要件には単位加算はしません。
- ③単位修得科目は、再履修も可能です。再履修の結果によっては、成績評価の高い方を最終成績とします。
- ④単位を修得できなかった場合は、その学年次進級後に改めて履修しなければなりません。

##### <科目履修願の手続について>

- ①留年学生の履修ガイドにおいて、翌年次科目の履修について説明します。
- ②「科目履修願」を所定の期日までに、教務課へ提出しなければなりません。
- ③審議の上、履修許可された科目については、履修登録（受講届）を指定された期日までに教務課へ提出しなければなりません。

## II. 履修登録

- (1) 必修科目について
  - ・自動的に登録されません。
  - ・未修得単位の科目はすべて履修登録の手続きをしなければなりません。
- (2) 選択科目について
  - ・単位を修得するためには、必ず履修登録の手続きが必要です。
- (3) 上位学年の科目について
  - ・履修許可された科目についてのみ、履修登録することができます。
- (4) 履修登録科目の確認について
  - ・履修登録科目の確認期間を設けるので、教務課窓口で登録確認を行ってください。
  - ・登録内容に誤りがある場合は、この期間に申し出てください。
  - ・確認期間後の訂正是できません。
- (5) 履修登録科目の受験について
  - ・履修登録された科目は定期試験を受けることができます。
  - ・定期試験で、不可となった科目については、指定された期間内に再試験の受験又は放棄の手続きを行ってください。
  - ・手続きを怠った場合や期間後の訂正是できません。



# **授業科目と単位年次配当表**

**(2008年度 単位修得状況管理チェック表)**



## 授業科目及び単位年次配当表（学則第8条の関係）

1年次生

授業科目名			単位		備考	
			前期	後期		
基礎教育科目	必修	数学I	1		習熟度別 (A・B・C)	
		数学II		1	習熟度別 (A・B・C)	
		生物学I	1			
		生物学II		1		
		物理学I	1			
		物理学II	1			
		基礎化学	1			
		基礎有機化学	1			
		情報リテラシー	1			
		教養リテラシーA	1		1~4クラス	
		教養リテラシーB		1	5~8クラス	
小計			8	3		
教養教育科目	必修	英語I	1		習熟度別 (A・B・C)	
		英語II	1			
		英語III		1	習熟度別 (A・B・C)	
		英語IV		1		
		小計	2	2		
	選択(1年次では上限6単位までしか履修できない)	スポーツI	0.5			
		スポーツII		0.5		
		中国語I	1			
		韓国語I	1			
		ドイツ語I	1			
		中国語II		1		
		韓国語II		1		
		ドイツ語II		1		
		現代社会論	1			
		女性と法	1			
専門教育科目	必修	医療と薬学の歴史	1			
		アメリカ文化論	1			
		アジア文化論	1			
		日本文化論	1			
		現代の音楽	1			
		ヨーロッパ文化論	1			
		コミュニケーション論		1		
		環境問題		1		
		異文化理解		1		
		消費者行動論		1		
小計			11.5	11.5		
専門教育科目	必修	社会薬学I	1			
		社会薬学II		1		
		薬学入門	1			
		物理化学I		1		
		分析化学I		1		
		無機・錯体化学		1		
		有機化学I		1		
		有機化学II		1		
		薬用資源学	1			
		機能形態学		1		
小計			4	9		
選択	演習	初期体験臨床実習		1	神戸大学連携科目	
		小計	0	1		
必修科目			合計	14	14	
選択科目			合計	11.5	12.5	
総計			合計	25.5	26.5	
*修得可能単位数は27単位						
*修得可能単位数は7単位						
*修得可能単位数は34単位						

2年次生

授業科目名			単位		備考	
育基 科基礎 目教	必修	講義	前期	後期		
			1			
		統計学Ⅱ		1		
		小計	1	1		
教養教育科目 (2年次までに合計8単位以上履修しなければならない)	必修	英語V	1			
		英語VI	1			
		英語VII		1		
		英語VIII		1		
		総合文化演習I	2			
		小計	2	4		
	選択	中国語I	1		3科目は1, 2年同時並列開講	
		韓国語I	1			
		ドイツ語I	1			
		中国語II		1	3科目は1, 2年同時並列開講	
		韓国語II		1		
		ドイツ語II		1		
	講義	現代社会論	1		3科目は1, 2年同時並列開講	
		女性と法	1			
		医療と薬学の歴史	1			
		アメリカ文化論	1		3科目は1, 2年同時並列開講	
		アジア文化論	1			
		日本文化論	1			
		現代の音楽	1		2科目は1, 2年同時並列開講	
		ヨーロッパ文化論	1			
		コミュニケーション論		1	3科目は1, 2年同時並列開講	
		環境問題		1		
		異文化理解		1		
	必修	消費者行動論		1	3科目は1, 2年同時並列開講	
		薬局経営論		1		
		社会心理学		1		
		医療と人間		1	2科目は1, 2年同時並列開講	
		外国人と人権		1		
		小計	11	11		
専門教育科目	必修	社会薬学III	1			
		物理化学II	1			
		物理化学III		1		
		物理化学IV	1			
		分析化学II	1			
		有機化学III	1			
		有機化学IV		1		
		生物有機化学		1		
		生薬学I	1			
		微生物学I	1			
	実習	分子生物学I	1			
		生化学II	1			
		生化学III		1		
		微生物学II		1		
		衛生薬学I		1		
		薬理学I		1		
		生物学系I実習		1		
		有機化学系I実習		1		
	選択	分析化学系実習		1		
		生薬化学実習		1		
		物理化学系実習		1.5		
		小計	11	10.5		
	講義	化学系基礎演習I	1			
		化学系基礎演習II		1		
		医薬品物語		1		
		小計	1	2		
必修科目			合計	14	15.5	
選択科目			合計	12	13	
総計			合計	26	28.5	
*修得可能単位数は29.5単位						
*修得可能単位数は11単位						
*修得可能単位数は40.5単位						

### 3年次生

教育 科 目 教 目	必 修 選 擇	授業科目名	単位		備 考 <small>単位修得 チェック欄</small>
			前期	後期	
育 教 科 目 教 目	必 修	総合文化演習Ⅱ	2		
		小計		2	
専 門 教 育 科 目	必 修	生命倫理学	1		
		医療倫理学		1	
		分析化学Ⅲ	1		
		生物物理学		1	
		有機化学Ⅴ	1		
		有機化学Ⅵ		1	
		生理学	1		
		生薬学Ⅱ		1	
		分子生物学Ⅱ		1	
		免疫学Ⅰ	1		
		免疫学Ⅱ		1	
		衛生薬学Ⅱ	1		
		衛生薬学Ⅲ	1		
		衛生薬学Ⅳ		1	
		環境衛生学		1	
		薬理学Ⅱ	1		
		薬理学Ⅲ		1	
		臨床検査学Ⅰ	1		
		薬物治療学Ⅰ		1	
		内分泌学		1	
		抗生物質学	1		
		創薬物理薬剤学	1		
		薬剤設計学		1	
		生物統計学	1		
		薬学英語入門Ⅰ		1	
		薬学英語入門Ⅱ		1	
実 習		有機化学系Ⅱ実習	1		
		衛生薬学系Ⅰ実習	1		
		生物学系Ⅱ実習	1		
		有機化学系Ⅲ実習		1	
		生物学系Ⅲ実習		1	
		衛生薬学系Ⅲ実習		1	
		小計	16	16	
	必修科目	合計	16	18	
	選択科目	合計	0	0	
		総計	16	18	

## 4年次生

授業科目名			単位		備考		
専門教育科目	必修	講義	前期	後期			
			臨床心理学	1			
			臨床検査学Ⅱ	1			
			漢方医学	1			
			薬物動態学Ⅰ	1			
			薬物動態学Ⅱ	1			
			薬物治療学Ⅱ	1			
			薬物治療学Ⅲ	1			
			医薬品情報学	1			
			臨床薬物動態学	1			
			機能性製剤学	1			
			治験	1			
			薬事関係法規・薬事制度	1			
			社会保障制度と薬剤経済	1			
			有機化学Ⅶ	1			
			CBT演習	1			
		実習	薬理学実習	1			
			臨床検査実習	1			
			実務実習事前教育	4			
小計			13	8			
選択	選択	講義	放射線管理学	1	4, 5, 6年共通開講科目		
			薬局ヘルスケア論	1	4, 5年共通開講科目		
			安全管理医療	1	4, 5年共通開講科目		
			実用薬学英語Ⅰ	1			
			実用薬学英語Ⅱ	1			
			インターンシップ	1	4, 5年共通開講科目		
小計			3	3			
必修科目 合計			13	8			
選択科目 合計			3	3			
総 計			16	11			

## 5年次生

授業科目名			単位		備考		
専門教育科目	必修	講義	前期	後期			
			病院実習	10			
			薬局実習	10			
			卒業研究Ⅰ	12			
			小計	0	32		
			放射線管理学	1	4, 5, 6年共通開講科目		
			薬局ヘルスケア論	1	4, 5年共通開講科目		
			安全管理医療	1	4, 5年共通開講科目		
			精密有機合成化学	1	5, 6年共通開講科目		
			先端医療論	1	5, 6年共通開講科目		
			臨床医学各論	1	5, 6年共通開講科目		
			臨床検査医学	1	5, 6年共通開講科目		
			臨床栄養学	1	5, 6年共通開講科目		
			医薬品臨床開発各論	1	5, 6年共通開講科目		
			インターンシップ	1	4, 5年共通開講科目		
			小計	5	5		
必修科目 合計			0	32			
選択科目 合計			5	5			
総 計			5	37			

## 6年次生

授業科目名			単位		備考		
専門教育科目	必修	講義	前期	後期			
医薬品開発Ⅰ	1						
医薬品開発Ⅱ	1						
医薬品開発Ⅲ	1						
処方解析学	1						
処方解析演習	5						
総合薬学講座			10				
卒業研究Ⅱ	10						
小計	19		10				
選択科目	選択	講義	放射線管理学	1	4, 5, 6年共通開講科目		
			精密有機合成化学	1	5, 6年共通開講科目		
			先端医療論	1	5, 6年共通開講科目		
			臨床医学各論	1	5, 6年共通開講科目		
			臨床検査医学	1	5, 6年共通開講科目		
			臨床栄養学	1	5, 6年共通開講科目		
			医薬品臨床開発各論	1	5, 6年共通開講科目		
			小計	4	3		
			必修科目合計	19	10		
選択科目合計			4	3			
総計			23	13			



S Y L L A B U S  
( 授 業 計 画 )

